

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受理番号	2043	受理年月日	令和6年9月20日
件名	香害・化学物質過敏症対策の実施		
要旨	<p>香害及び化学物質過敏症の症状は、化学合成界面活性剤や香料、マイクロロカル入りの吐きや腹痛、頭痛、目のかきやめ、喉の痛み、皮膚のかゆみやじんましんなど、多岐にわたる。この症状は、アレルギー反応によるものである。また、化学物質過敏症は、化学物質に対する異常な過敏反応であり、呼吸器系、皮膚、目、鼻、口などに症状が現れる。このように、香害や化学物質過敏症は、日常生活に支障をきたしている人が増加している。また、化学物質過敏症の患者数は増加傾向にあり、社会的にも大きな問題となっている。そのため、香害や化学物質過敏症の対策として、環境省は「化学物質過敏症対策推進計画」を策定している。この計画に基づき、国、自治体、事業者等が連携して対策を実施している。香害や化学物質過敏症の対策として、環境福祉局では、以下のような対策を実施している。</p> <p>不調を引き起こす原因は、石油から化学合成した界面活性剤や香料、マイクロロカル、着色剤、粘剤調整剤（安息香酸、pH調整剤、酵母、酸化防止剤、蛍光増白剤、アルデヒド、ホルムアルデヒド、アルコール、シクロヘキサム、ポリ4級アンモニウム塩、アルキルトリメチルアンモニウム塩など）の複数種の化学物質の複合影響とされている。メタン、ベンズアルデヒド、ニウム塩、塩化ベンザルコニウム、ポリ4級アンモニウム塩、表示されている化学物質である。合成洗剤や柔軟剤、シャンプー、消臭剤などをこの子でクッキーを大気へ放出しているのでも、調子が悪い原因は、化学物質過敏症である。市民の健康や社会参加、生活の質を向上させるため、必要に応じて、香害・化学物質過敏症の多岐にわたる症状や地域社会の課題を理解し、対策を講じ、被害の拡大防止と環境保全に取り組むことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 重要な主成分の合成洗剤、柔軟剤、シャンプー、消臭剤などには、界面活性剤や香料、消臭成分が不調の原因となり得ることを知らせ、同時に、代替品が推奨されていることを知らせること。</li> <li>2 労働局や労働局で周知・啓発、労働相談を行うこと。求職者が努力するだけでは適切な就労支援について検討すること。</li> <li>3 公共施設や学校、地下鉄などで合成洗剤を無香料の石けんやアルカリ系の洗剤に切り替え、見本となる姿勢を示すこと。</li> <li>4 京都市内で販売する製品には、業務用でなくてもGHS絵表示を義務付けること。</li> <li>5 スーパーなどの小売店で無香料の石けんやアルカリ系の洗剤を割引価格で購入できるようにすること。割引販売の協力店に対し割引販売分プラスアルファの補助を行うこと。ただし、移香を防ぐことのできない店舗は対象外とすること。</li> <li>6 介護施設や障害者施設、大衆浴場、スポーツジム、コインランドリーなどで使用されるシャンプーや合成洗剤を無香料の石けんやアルカリ系の洗剤へ切り替えることを推奨すること。</li> <li>7 介護事業所に、日用品が不調の原因になり得ることを知らせ、研修を行い、特に吸い取りシートや芳香剤を置かないよう注意を促すこと。移動車の車内に、抗菌シートや芳香剤を置かないよう注意を促すこと。</li> <li>8 診断書を用いた生活保護受給申請を可能にすること。診断の際に用いられている問診票を職場で啓発や交渉を重ねなければ労働環境の改善も症状の軽減もない現状を自身で理解し、対応すること。</li> <li>9 市民の不安にこたえ、相談窓口を設置すること。</li> <li>10 古民家の空き家など化学物質の少ない住宅に優先的に入居できるようにすること。</li> <li>11 医療機関の相談外来を設置すること。</li> <li>12 国に、有害な化学物質の規制と診療報酬加算を求めること。</li> </ol>		
陳情者			
回付委員会	環境福祉委員会		